



江丹別の森に暮らすモモンガ（旭川市江丹別）

目次

- 1. 組合長あいさつ p1
- 2. 第53回通常総代会終了 p1
- 3. 令和5年度決算関係 p2
- 4. 令和6年度部門別の取組概要 p3
- 5. 令和6年度森林整備事業の実施 p4
- 6. とみはら自然の森・地区別懇談会・相続登記の申請義務化 p5
- 7. 造林作業の省力化を図るコンテナ苗 p6
- 8. ヒグマにご注意 p7
- 9. お知らせ・新人紹介・退職のお知らせ p8
- 10. 訃報 p9

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和 6 年 6 月末現在)

組合員数 1,287名

森林所有面積 10,763.45ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様におかれましては、日頃より当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年明け早々、元旦に発生した能登半島地震で多数の死傷者が出ました。翌日には、その震災の救援に向かう海上保安庁と日航機の航空機が衝突炎上する悲惨な事故も起こりました。地震、事故で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

2月開催の第53回総代会は、経済活動の正常化が進み、通常の開催となりました。9件の提出議案が原案のとおり議決されましたことに感謝を申し上げます。

さて、令和6年度の森林整備予算は、当組合において前年比100.6%の配分決定となりました。人工林資源の主伐が進められる中、限られた予算で組合員の理解を得ながら、旭川市、比布町、東神楽町の行政支援を頂いて所有者負担の違いが生じ

ない森林整備を進めて参ります。

現在、カラマツ、トドマツ製材にも必要な低迷で荷動きが悪い状況にあり木材動向に注視しながら利用間伐を実施しています。

直営作業は、15haの春造林を終え、現在、造林地の下刈作業を行い、8月中旬まで実施して参ります。熱中症、蜂など大変な時期を迎えますが、対策をとり作業して参ります。

林業は他産業に比べ極めて高い労働災害が発生する状況にあり、労働安全衛生講習会等の教育研修を実施し、労使一体となって労働災害ゼロの職場環境に努めます。

昨年まで組合員の皆様から徴収してまいりました賦課金は、理事会で十分協議し今年から廃止としました。

公共予算の確保はもとより、所有者負担の軽減を図りながら、組合員皆様方へ少しでも多く利益を還元できるように、役職員・作業員一丸となって取り組んで参りますので、組合員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

員10名)のうち、本人出席68名、委任代理人出席12名、書面決議81名、合計161名の出席で開会されました。

議長に比布地区の牧野勝頼総代を選出し、提出議案9件が原案どおり承認、決定されました。

木津組合長は開会挨拶で、長期化するウクライナ紛争に収束の気配が見られず、原油や資材価格も依然として高止まりの傾向です。建築用資材の価格上昇で住宅着工件数が減少。現在は円安で輸入材が高騰。道産木材に転換する動きが出て、道産材需要の高まりを好機と捉え、その対応にしっかりと取り組みました。

森林整備部門の中で、大きなウエートを占める委託事業は、今年度も旭川市の市有林管理業務、とみはら自然の施設管理業務、アライグマ捕獲業務、林政アドバイザー業務、比布町のスキー場草刈業務を受託致しました。

民有林の作業道整備は、地区別懇談会で要望された地域の実情を解消できるよう、旭川市と比布町に理解を頂き整備を進める事が出来ました。

令和5年度の事業実績は、組合員皆様方のご支援ご協力、職員、作業員、協力事業体の取り組みにより事業総収益3億7,800万円、当期未処分剰余金1,525万円の計上を報告できますこと厚くお礼申し上げます。

令和6年度の事業計画について、今年から森林環境税の徴収が始まります。市町村に配分される環境譲与税が、森林整備の支援や地域の課題に幅広く活用できるよう行政機関に助言と提案をして参ります。

令和6年度の森林整備予算は、昨年並みに確保される見通しです。木材需給の動向を見ながら、人工林の

皆伐と伐採後の着実な植林を実施して参ります。

森林整備の推進にあたり、旭川市、比布町、東神楽町に行政支援を要請しまして、所有者負担の違いが生じない森林整備を実施して参ります。

最近のニーズを踏まえ、造林地の測量や調査業務の効率化に向け、ドローンを導入したスマート林業の取り組みも考えて参ります。

今年度皆さんに納めて頂いていた賦課金は、昨年の理事会で協議をし、今年から廃止する事に決まりました。

最後に令和6年度の事業運営にあたり、役職員一丸となって取り組みますので、組合員皆様のご支援をお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

来賓として、上川総合振興局上川南部森林室長の野原重俊様、旭川市農政部農林整備課長の松本直樹様、比布町農林課長の渡邊貴弘様、東神楽町産業振興課長の長野泰定様、旭川市議会議林業活性化推進議員連盟会長の中野寛幸様からご挨拶を頂きました。

第53回通常総代会を終了



木津組合長 開会挨拶

第53回通常総代会が2月28日旭川市民文化会館において開催されました。

新型コロナウイルス感染症が5類とインフルエンザ相当に引き下げられる中、4年振りに関係機関、指導機関の方々のご出席を頂いて開催いたしました。

総代会は、総代定数210名(欠



総代会風景

議案

●議案第1号

令和5年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処frac案）について

●議案第2号

令和6年度事業計画の設定について

●議案第3号

令和6年度内における借入金の最高限度額決定について

●議案第4号

令和6年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

●議案第5号

一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について

●議案第6号

余裕金の預け入れ先の決定について

●議案第7号

各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について

●議案第8号

令和6年度役員報酬の決定について

●議案第9号

定款及び定款附属書、規約の一部改正について

令和六年度 部門別の取組概要

●運営の基本方針

- 一、組合員に信頼される組織体制の確立に努めます。
- 二、木材の需給動向を注視し、人工林の伐採と伐採後の造林を着実に進め造林未済地の解消と森林資源の保続に努めます。
- 三、森林整備の推進にあたり旭川市、比布町、東神楽町に行政支援を要請し、所有者負担の違いが生じない事業を実施して参ります。
- 四、担い手の育成・労働力確保に対する取り組みとして、導入した林業機械で直営による皆伐事業を行い通年雇用化を進めて参ります。
- 五、きのこ栽培講習会やリース作りの開催、薪、きのこ資材の取扱を通じ、森林の魅力や木材利用の重要性をPRして参ります。
- 六、先端技術の活用による効率的な森林整備の実施
- 七、労働安全衛生に係る様々な取組や対策をとり、労使一体となって常に原点に立ち返る行動で、災害ゼロ・安全第一の職場環境に努めて参ります。



きのこ栽培講習会 植菌体験

●指導部門

- 一、森林組合系統運動「Forestプロジェクト2030」の実践
- 二、造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- 三、木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り、その他）



きのこ栽培講習会

●販売部門

- 一、集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元を努める
- 二、系統販売力の強化と経費の削減に努める
- 三、原木流通の状況を見極め、森林所有者の意向に応えられる様、人工林の皆伐を推進
- 四、薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

- ・森林整備事業
- 一、森林経営計画を基本に行政支援の違いが生じない造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施（森林整備計画）

植林	56	62	ha
被害地造林	3	00	ha
下刈	191	92	ha
保育間伐	12	11	ha
利用間伐	59	06	ha
皆伐	54	00	ha

二、造林地の測量や調査業務にドローンを活用したスマート林業に取り組む

三、民間事業者との連携を図り、効率的な森林施業に努める

四、搬出間伐・下刈・植林の森林整備は所有者負担を願ひ、森林整備の推進に努める

五、主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める

六、労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催し災害ゼロに努める

・利用事業

- 一、林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む
- 二、請負事業のほか入札への積極的参加により、事業量の確保を図る
- 三、森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務



砂利敷

・購買事業

- 一、造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋
- 二、野鼠駆除剤の斡旋
- 三、きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）
- 四、暖房器具の斡旋

・林地供給事業

- 一、林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
- 二、森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋
- ・金融
- 一、林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- 一、合併によるメリットを実現するため、組織及び経営の体制強化を図る
- 二、組合所有林（教育展示林）の取得等について
- 三、森林環境税の活用方法の検討
- 四、高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

- 一、車両系建設機械の導入（タイヤシヨベル）1,580万円
- 事業用地での新材運搬、冬山造材の林道除雪に活用のため



直営による造材作業

令和六年度 森林整備事業の実施

令和6年旭川市森林組合の森林整備予算は前年比100.6%の配分決定となりました。現在、植林、下刈等を実施する直営作業員は11名体制で作業を行っています。

伐採しても再造林しない森林が全国的に増える中、系統全体で「伐つたら植える」を組合の使命としており、皆伐と植林をセットにして計画的に事業を実施しています。その為、造林予算の関係上2〜3年お待ち頂いております。

組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎植林

今年度は植林を60ha計画し造林未済地の解消に努めて参ります。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり上限7万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。



植付作業

◎下刈

下刈は191ha計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6〜8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり5〜10千円です。



下刈作業

◎利用間伐

山林の状況に応じ定性間伐と列状間伐による間伐を59ha計画しています。

昨年同様、利用間伐の所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和5年の間伐素材代の還元金は42〜333千円/haの幅があり平均で173千円/haです。

◎その他

除伐、保育間伐、枝打ちは所有者負担がありません。



除伐作業

◎補助事業についての注意

注意1 補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林経営計画が樹立されていなければなりません。

注意2 補助金を活用して森林整備(間伐、植栽、下刈等の保育)を実施した山林は、**実施した次の年から5年間は、森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬ**のでご注意ください。



作業員の皆さん

労働安全衛生講習会を開催しました

4月19日に組合作業員、職員、協力事業体(11社)の総勢45名が参加して安全講習会を開催しました。

講師には林材業労災防止協会北海道支部の安全指導員・横石幸雄様を迎え、「①令和5年に道内で発生した林業労働死傷災害の原因と再発防止策②人的要因にかかわる安全作業のすすめ」と題し、講義頂きました。災害事例では原因と再発防止策を学びました。

安全作業のすすめでは、災害は不安全な行動や状態から発生する。不安全な行動には故意や過失があり、特に手抜きなどの故意による災害が多い。不安全な状態とは、伐倒木の枯れ、かかり木が事故の原因を作ります。

その他、忙しくなると、慌てた作業や寝不足による体調不良、注意力低下、他の業者者とのコミュニケーション不足によるイライラも事故や災害に繋がると理解を深めました。労働災害は、思っても見なかった原因で起こります。今年も労働安全衛生への共通認識をもち、安全作業に取組んで参ります。

講習会開催前に、澁谷アドバイザーが講師となり森林認証制度の研修を行いました。



労働安全衛生講習会

とみはら自然の森

5月1日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行っています。



とみはら自然の森
作業員の皆さん

とみはら自然の森は旭川市内江丹別（中心部から車で約40分）にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。

開園期間…5月5日（日）から
10月27日（日）まで
開園時間…午前9時～午後3時

21世紀の森 草刈業務

今年も旭川市21世紀の森運営協議会の草刈業務を5月1日から10月31日まで行つて参ります。



21世紀の森草刈業務委託
作業員の皆さん

地区別懇談会を 開催しました

2月6日～8日まで6地区で懇談会を開催しました。

令和5年度の事業概況報告と令和6年度の販売事業、森林整備事業などの事業計画について説明しました。

質疑応答では、林道整備に関する要望やアライグマ、ヒグマ出没に関する質問など様々な意見が出されました。これらの意見を踏まえ、令和6年度事業を進めて参ります。



地区別懇談会（東旭川）

相続登記の申請義務化

令和6年4月から始まりました

4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。概要は以下のとおり。

● 相続で不動産を取得した相続人は、相続を知った日から3年以内に、相続登記することを義務付け。

● 過去に相続した未登記の不動産も対象。（3年間の猶予期間あり）
● 正当な理由なく登記をしない場合、10万円以下の過料の対象。

● 早期の遺産分割が難しい場合、「相続人申告登記※」の手続きを法務局でとると義務を果たしたことになる。

※「相続人申告登記」は、戸籍などを提出して、自分が相続人の一人であることを申告する簡易な手続き

無理を強いる制度ではない様です。例えば、何十人もいる法定相続人相手に、全員の合意を取り、必ず相続登記を実現する意味ではありません。

今まで相続登記は申請しなくても不利益を被ることは少なく、相続する不動産がはっきりしていても相続登記を放置していたと想定

されます。このため、登記簿を見ても所有者の分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、大きな問題となっています。

今回の義務化により、所有者に連絡がつかない問題が少し解決されます。

相続人申告登記は、相続未登記の不動産について、自分が法定相続人の一人であることを不動産登記に記録するだけの手続きです。

相続登記について不明な点がありましたら、お近くの法務局や登記の専門家である司法書士、司法書士会等にご相談して下さい。

相続登記が完了いたしましたら、組合員の名義変更も必要となりますので、森林組合までご連絡をお願い致します。

【参考】

法務省 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法則の見直し（法務省Webサイト）

造林作業の省力化を図るコンテナ苗

昨年10月6日、北海道主催のコンテナ苗現地研修会が東旭川町瑞穂の造林地で開催されました。

一般民有林での利用拡大に向け、上川管内の森林組合や市町村、関係機関など45名が参加しました。専用の植付器具を使いコンテナ苗の植付を体験しました。

コンテナ苗は近年導入された比較的新しい造林用山行苗生産の技術です。課題

もありますが、裸苗と比べ幅広い時期に植栽が可能で、根巻きが起らず植栽後の活着が良いとされます。

苗の生産体制も全道各地で安定的に供給できる施設等の整備が進められています。

これから普及が広がると思われる「コンテナ苗」をご紹介します。

コンテナ苗とは

コンテナ苗は、特殊な形のコンテナ容器を使って育てた土付きの苗木です。

コンテナ対象樹種はスギ、カラマツ、クリンラーチ、グイマツ雑種F1、トドマツ、アカエゾマツ、広葉樹など

コンテナ苗のメリット

- ・真夏や積雪時を除き、植栽できる期間が長い
- ・専用器具により植付が容易
- ・条件が良ければ、500本/人日以上も植付可能
- ・活着が良く、植え枯れが少ない

・苗木生産の効率が高く、育苗期間が短縮

コンテナ苗のデメリット

- ・苗木価格が高い
- ・小運搬に手間がかかる
- ・苗木生産の設備投資と資材購入が必要



穴開け機（オーガ）による植付



コンテナ現地研修会



コンテナ苗植付



踏み鍬によるコンテナ植付

道内の年度別コンテナ苗植付実績

(千本)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
使用本数	2.6	8.5	11.5	19.2	27.3	53.8	136.2	178.2	169.8	229.2

出典：北海道

北の森学院生に植付の指導

5月27～28日の2日間、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）から外部講師の依頼を受け、東旭川の旭川市有林において、当職員が1年生30人に植付の指導を致しました。

卒業までの2年間、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付けるため、様々な企業や研究機関などの多彩な外部講師により実践的な実習が行われます。それぞれの学院生が、地域に根差した人材として活躍されることを期待します。



北森学院生 植付指導

ヒグマにご注意下さい

各地でヒグマによる人身被害が発生しています。登山・ハイキング・山菜採り等で被害を防ぐためには、ヒグマに出会わない事が最も重要です。



能登半島地震 被災地の復興祈ります

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方には心からお見舞い申し上げます。

全国森林組合連合会の呼びかけで、系統組織をあげて緊急的な災害支援募金活動が実施されました。旭川市森林組合も被災者へのお見舞いとして募金をさせていただきました。

被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

●注意すべき事項

- ①鈴や笛など音の出るもので、自分の存在をクマに知らせる
- ②早朝、夕方は注意して下さい(クマの行動が活発です)
- ③単独行動は避けて下さい

●もしもクマに遭遇したら

- ①落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくり後退して下さい
- ②クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう



ヒグマの生態

●オス

体長：2.0m弱
体重：約150～400kg

●メス

体長：約1.5m
体重：約100～200kg

●聴覚

聴覚に優れ、音に対しては敏感。

●視覚

昼夜を問わず行動できる視力を持ち、目は決して悪くはない。ただ、あまり遠距離の物はよく見えないらしい。

●嗅覚

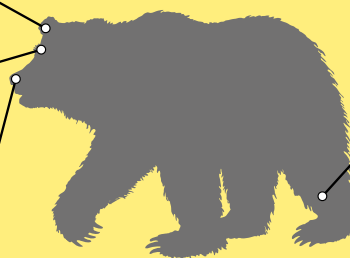
敏感で、埋めた残飯などもすぐに見つけられます。

●性格

群れを作らず単独や親子で行動。大半のヒグマは警戒心が強く、人を避けて生活しています。

●運動能力

臨機の動作は非常に機敏。その気になれば一撃で牛を倒す事もできます。



ヒグマの1年

冬眠・出産			冬眠明け		子グマの親離れ繁殖期		山野のエサが少なく農業被害を起こすことも		冬眠準備		冬眠
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

出典：北海道

組合の 業務時間

完全週休2日制に移行しています。

●業務時間：

◎夏季時間（5月1日～11月30日） 8：00 ～ 17：00

◎冬季時間（12月1日～4月30日） 8：30 ～ 17：00

●休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

山林の売買は 林地供給事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から80万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

組合員各種届出のお願い

- ①相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき
(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
 - ②自宅の住所・連絡先が変更になったとき
各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいようお願い致します。
- ※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。



アライグマ捕獲業務打合せ

旭川市のアライグマ捕獲業務 アライグマが箱罠に掛かった方へ

◎当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日伺うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

【連絡先】旭川市森林組合

(080-6083-2355)

◎土日休日はアライグマの回収は行いません。

- （お願い）
- ◎1日1回、箱罠の確認をお願いします。餌がない場合には補充をお願いします。
 - ◎アライグマの情報（目撃・痕跡・被害）をお寄せください。

森林調査等のために 森林に立ち入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立ち入り致しますので、ご承知置き下さい。

立ち入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
 - (2) 除・間伐予定地の実態調査
 - (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
 - (4) 未立木地の調査など
- 調査のために関係職員が随時立ち入り調査を実施しておりますので、ご協力下さい。よろしくお祈り致します。



森林に立ち入りします

新人紹介



きのした
木下

ひかる
輝

平成15年、旭川生まれ旭川育ちの21歳です。

旭川龍谷高校を卒業し北の森づくり専門学院へ入学、卒業しました。

生まれ育った地元で働きたいと思い、旭川市森林組合から内定を頂き務めることができました。

私は8歳から高校卒業まで野球をやっていました。

約10年間ピッチャーをやり続け、小学生の時に1度優勝し、中学3年生の時に全国大会にも出場しました。

今は中学生のクラブチームのコーチをやっています。

そこで培ってきた体力や、団体行動、コミュニケーション能力などを活かした仕事をやりたいと思い林業という道に進みました。

全く考えたこともない世界に足を踏み入れる不安もありましたが、北森カレッジで学ぶにつれ林業はおもしろい職業だなと思いハマりました。

色々な人と関わることが好きなので森林組合に就職できてよかったと思います。

社会人になる事で、色々な責任が付きまとうことを忘れずに自覚と責任を持って働いていこうと思います。

人事のお知らせ

〈採用〉

令和6年4月1日付

業務課業務課業務係

木下 輝

〈退職〉

令和6年3月31日付

業務係 吉本 宏大

令和6年4月30日付

業務課長 岡崎 康隆

賦課金の廃止について

これまで納付をお願いしていました「賦課金」は、理事会で十分協議した結果、**令和6年度から賦課金を廃止**としました。

なお、令和5年度までの分で、まだ未納の方につきましては、納付をお願い致します。

現旭川森林組合副組合長 角 一郎氏（享年77才）は去る3月19日にご逝去されました。旭川市森林組合に尽力されましたことに深く感謝申し上げますと共に謹んでご冥福をお祈り申し上げます。後任の副組合長に久保宣夫理事が理事会で選任され就任いたしました。

永年組合の事業推進にご尽力をいただきました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



(現) 役員	角 一郎	令和六年 三月 十九日
(元役員・現総代)	内 山 敏	令和六年 四月 十六日
(現) 総 代	吉 田 敏 仁	令和五年 八月 十四日
(現) 総 代	田 中 進	令和六年 一月 二十三日
(現) 総 代	的 場 健 治	令和六年 二月 二十四日
(現) 総 代	山 下 廣	令和六年 三月 五日

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
 設 立 昭和45年3月26日
 所 在 地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代 表 電 話 0166-36-4268
 F a x 番 号 0166-36-4290
 代 表 者 名 代表理事組合長 木 津 勝
 従 業 員 数 28名
 組 合 員 数 1,287人
 森 林 所 有 面 積 10,763⁴⁵ha
 出 資 金 93,969千円
 事 業 区 域 旭川市・比布町・東神楽町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:http://www.a-sinrin.com

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
お支払いの
対象となる
8つの災害



旭川市森林組合